

3. 電子計算機若しくはその附属品

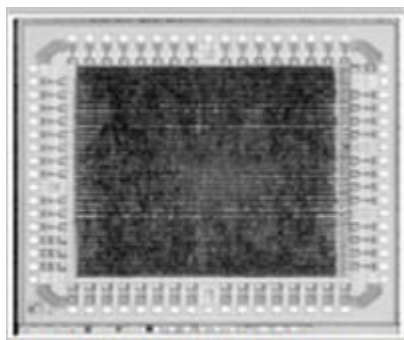
品目	その他の電子計算機又はその附属装置若しくは部分品 (Computers and specially designed related equipment, electronic assemblies and components)
WA List	4. A. 4
項番等	8の項 省令第7条第四号

(1) シストリックアレイコンピュータ

品目	シストリックアレイコンピュータ (“Systolic array computers”)
WA List	4. A. 4. a
項番等	8の項 省令第7条第四号イ
規制理由	シストリックアレイ・コンピュータは、画像・信号処理や、流体力学のようなアプリケーションに使用される。

【補足解説】

シストリックアレイコンピュータは、データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲートのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。



Two-dimensional, systolic multi-precision Neural Network Chip

シストリック型ニューラル
ネットワーク集積回路



Systolic array image processing board

シストリックアレイ型
画像処理ボード